## 不開示決定通知書

武市商第93号 平成25年10月17日

様

武雄市長 桶

渡啓

平成25年10月2日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条 例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知し ます。

公文書の件名	「F&B良品」に関する登録商標出願及び登録商標使用に関する一切の 文書
公文書を開示 しない理由	(理由) 文書が存在しない
所 管 課	営業部 商工流通課 流通係 電話番号(直通) 0 9 5 4 - 2 3 - 9 1 8 3

- 注1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、こ の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の 日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりま す。)。
  - 2 この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異 議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武 雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処 分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った 目の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を 経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。